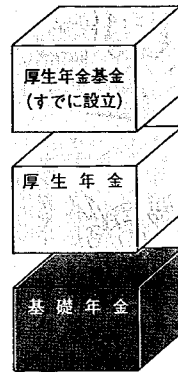


年金の体系

自営業者



サラリーマン



昭和六十一年四月の年金制度改正により、従来、職域ごとに分立していた年金制度が、上の図のように基礎年金と上乗せ年金としての国民年金と上乗せ年金としての報酬比例の厚生年金・共済年金制度に再編され、さらに民間サラリーマンには、厚生年金基金への加入の途も開かれています。

これに対し、自営業などの国民年金第一号被保険者については、公的な老後の

国民年金基金の創設で豊かな老後を

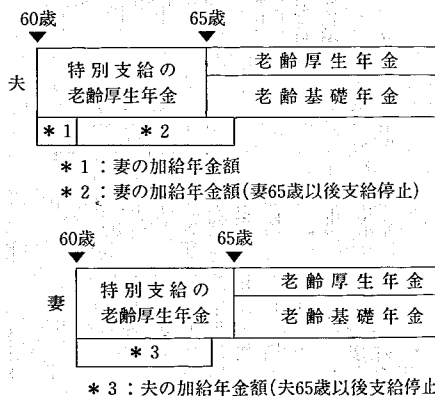
所得保障の仕組みは基礎年金のみであり、上乗せ年金制度の創設が待ち望まれていました。

そこで今年四月から、自営業者の人たちが、ゆとりある老後の生活を送れるように、基礎年金の上乗せ年金を保障する国民年金基金制度が新しく始まります。

国民年金基金に加入できる人は、国民年金の第一号被保険者（二十歳以上六十歳未満）です。ただし、次

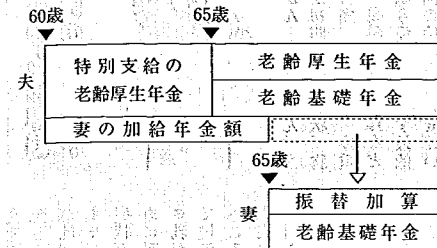
振替加算の額			
生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和24.4.1以前	196,400円	昭和21.4.2～昭和22.4.1	91,700円
昭和24.4.2～昭和25.4.1	191,100円	昭和22.4.2～昭和23.4.1	86,400円
昭和25.4.2～昭和26.4.1	186,000円	昭和23.4.2～昭和24.4.1	81,100円
昭和26.4.2～昭和27.4.1	180,700円	昭和24.4.2～昭和25.4.1	76,000円
昭和27.4.2～昭和28.4.1	175,400円	昭和25.4.2～昭和26.4.1	70,700円
昭和28.4.2～昭和29.4.1	170,300円	昭和26.4.2～昭和27.4.1	65,400円
昭和29.4.2～昭和30.4.1	165,000円	昭和27.4.2～昭和28.4.1	60,300円
昭和30.4.2～昭和31.4.1	159,700円	昭和28.4.2～昭和29.4.1	55,000円
昭和31.4.2～昭和32.4.1	154,600円	昭和29.4.2～昭和30.4.1	49,700円
昭和32.4.2～昭和33.4.1	149,300円	昭和30.4.2～昭和31.4.1	44,600円
昭和33.4.2～昭和34.4.1	144,000円	昭和31.4.2～昭和32.4.1	39,300円
昭和34.4.2～昭和35.4.1	138,900円	昭和32.4.2～昭和33.4.1	34,000円
昭和35.4.2～昭和36.4.1	133,600円	昭和33.4.2～昭和34.4.1	28,900円
昭和36.4.2～昭和37.4.1	128,200円	昭和34.4.2～昭和35.4.1	23,600円
昭和37.4.2～昭和38.4.1	123,100円	昭和35.4.2～昭和36.4.1	18,300円
昭和38.4.2～昭和39.4.1	117,800円	昭和36.4.2～昭和37.4.1	13,200円
昭和39.4.2～昭和40.4.1	112,500円	昭和37.4.2～昭和38.4.1	13,200円
昭和40.4.2～昭和41.4.1	107,400円	昭和38.4.2～昭和39.4.1	13,200円
	102,100円	昭和39.4.2～昭和40.4.1	13,200円
	96,800円	昭和40.4.2～昭和41.4.1	13,200円

図2-3：妻自身が厚生年金などの加入期間20年以上の老齢給付を受けられる場合



妻がサラリーマンで、夫が妻に生計を維持されている場合は、「夫」と「妻」を入れ替えて読めばよい、考え方に変わりありません。くわしいことは、市役所市民課国民年金係（☎24-2111内線116・117）へおたずねください。

図1：夫と妻に支給される年金



妻の年金に振替加算されない場合
図2-1：夫が旧厚生年金を受給している場合

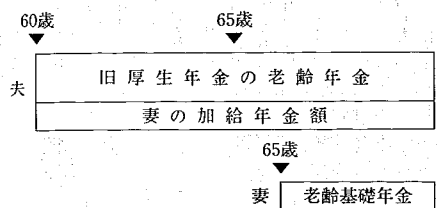
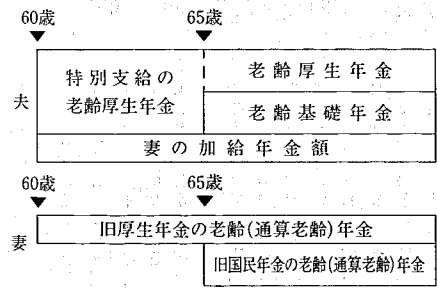


図2-2：妻が旧法の老齢給付を受けている場合



①夫が旧厚生年金の老齢年金を受給している場合：このときの加給年金額は、図2-1のように妻の年齢に関係なく夫に支給され、妻が老齢年金を受けようになっても振替加算はありません。②妻が旧法の老齢給付の適用を受ける場合：図2-2のように夫に支給される妻の加給年金額は、そのままで、妻の老齢年金に振替加算はありません。③原則として制度の新旧を問わず、妻自身が、厚生年金や共済年金の加入期間二十年（中高齢の特例十五年を含む）以上の老齢給付を受けられる場合：図2-3のように加給年金額は支給停止となり、振替加算は行われません。

お買物、ご用命は市内で

内科・小児科・レントゲン科

大坂医院

新町1丁目6-12 TEL(24)5122

美と健康のデリカ家

♡バレンタインデー愛する人に手づくりを♡
ティラミスケーキ・ハートスポンジケーキ・箱
専門店のクール・スイートチョコ・クリスタルフラワー入荷

♡注目♡ 老化・がんの予防に食べましょう！
天然型ベータ・カロチン・1日3粒で必要量を摂取できます
「ドナリエラ」90粒入り6,000円・300粒入り18,000円

長崎屋1F デリカ家 ☎(24)7936

St. Valentine's Day 《2月14日》

もうすぐバレンタインデーがやってきます。
にいつオーサカヤの手づくりチョココレートを……

コーヒー祭り 100g 280円

2月1日(金)・2日(土)・3日(日)の3日間

にいつオーサカヤ TEL 22-0112 本町2丁目

奥さん、知ってます

国民年金の振替加算

サラリーマンの奥さんが国民年金に当然加入することになった新年金制度が施行されてから、今年の四月一日で五年が経過します。そして、これに伴い、旧法から新法への移行措置としてとられた奥さん名義への振替加算の支給が実際に始まります。

今号では、この振替加算の内容についてご紹介します。

加給年金額が妻の年金へ振り替えに

新年金制度では、サラリーマンに扶養されている妻もすべて国民年金に加入して、六十五歳からは自分名

義の老齢基礎年金を受けとります。これに伴って、夫に支給されていた妻の加給年金は、一切打ち切られることになっています。ところが、サラリーマンの妻は、それまで希望者だけられるのは、生年月日に

妻への振替加算がない場合もある

より、夫は大正十五年四月二日以後の生まれ、妻は大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの生まれた場合に限り、妻が国民年金に加入するに限り、妻自身が国民年金などの障害給付の支給を受けている場合、その間、振替加算は支給が停止されます。